

令和6年度 地域クラブ等指導者研修会 事後アンケートに係るQ&A

1	Q	スポハラ相談内容内訳割合の推移のグラフで、「その他」の内容を教えてください。
	A	年度別相談内容内訳の『その他』の内容の質問に対しては、「パワーハラスメント（暴力・暴言除く）」、「暴言」、「暴力」、「セクシュアル・ハラスメント」に該当しない行為となります。そのため常に多岐にわたり、内容は個別具体的なものが多いです。イメージいただきやすい内容としては、保護者間のトラブルや選手間のトラブルによる相談等があります。 〈遠藤啓一講師〉
2	Q	ハラスメント防止について、保護者が子どもに、又は指導者に対して暴言を行う場合がありますが、そういった行為への対応について教えてください。
	A	難しい問題です。保護者会の集まりで指導者の「指導方針・指導理念」をきちんと伝え、子供達のために保護者としてバックアップして欲しい内容を説明し、保護者会全体との信頼関係を構築するように努め、保護者同士の意識の中に、「暴言はダメだ」という雰囲気を作るようにしてみてもいいのではないでしょうか。〈遠藤啓一講師〉
3	Q	試合時の昼食で、中身まで指定しても良いものでしょうか。コンビニおにぎり、菓子パン等はいかがかと感じます。ハラスメントにあたるのでしょうか。また、食事の時のマナーであぐらとか注意して良いものでしょうか。
	A	昼食の中身まで指定することは、各家庭の事情もあるでしょうし、いかがなものでしょうか。それよりも、山口先生の講義内容にもあったと思いますが、成長期の子供たちの食事について、栄養の知識を研修する機会を保護者会等で行い、その中で、試合時の望ましい昼食について等研修してはいかがでしょうか。また、行儀作法やマナー等については、社会通念上許される範囲外の行動については、大人として指導するべきだと思います。冷静な言葉使いで指導するべきでしょう。〈遠藤啓一講師〉
4	Q	ミスをした場合、腹筋などのトレーニングをさせるのは体罰になると思いますが、〇〇練習を〇分させるといったことは体罰になるのでしょうか。
	A	そのトレーニング内容が、スポーツ医科学的根拠を欠く不適切な負荷を設定したものであった場合や、指導の適正な範囲を逸脱している場合は、パワハラになる可能性があります。ただ、ミスをした直後に練習を課すよりも、なぜミスが出たのかという原因を、競技者と共に探り、共有し理解させ、翌日からの練習メニューに取り入れることの方が、その後のミスの改善につながるのではないのでしょうか。〈遠藤啓一講師〉

	Q	中体連の加盟費用はどの程度かかりますか。
5	A	<p>山形県中学校体育連盟のホームページの次の資料をご参照ください。</p> <p>ホームページ内の『地域クラブ活動の大会参加について』⇒「令和7年度」⇒「クラブ登録関連」⇒「山形県中学校体育連盟への令和7年度地域クラブ活動の登録について」⇒「令和7年度 地域クラブ活動 登録要項」をご確認ください。なお、山形県中学校体育連盟への加盟費用は不要で、登録の際の「事務手続き料」を納入いただくことになっているとのことでした。</p> <p>不明な点がありましたら山形県中学校体育連盟にお問合せください。〈山形県スポーツ協会〉</p>
	Q	競技別に地域移行がどこまでどのように進んでいますか。
6	A	<p>令和5年度、令和6年度で山形県中学校体育連盟へ登録している競技別のクラブ数については、山形県中学校体育連盟のホームページで紹介しています。</p> <p>ホームページ内の『地域クラブ活動の大会参加について』⇒「令和7年度」⇒「クラブ登録関連」⇒「クラブ登録についての説明」⇒「地域クラブ活動対象説明資料R7」の資料のスライド11頁「山形県中体連 地域クラブ活動の登録・参加状況」をご参照ください。なお、地域移行については、各自治体の施策として進めているものであり、中体連の事業として行っているものではないとのことでした。地域移行について不明な点がありましたら、山形県教育局学校体育保健課、もしくは各自治体の担当部署にお問合せください。〈山形県スポーツ協会〉</p>
	Q	新体操団体種目において、参加資格細則の中で、団体ではという条件でどのようにしたら認められる地域クラブ活動になるのでしょうか。（来年度の大会に団体チームとして出場したいと考えています。）
7	A	<p>山形県中学校体育連盟のホームページの次の資料をご参照ください。</p> <p>中体連主催大会へクラブチームとして参加するためのクラブ登録については、ホームページ内の『地域クラブ活動の大会参加について』⇒「令和7年度」⇒「クラブ登録関連」内の資料をご確認ください。中体連主催大会への参加については、「県中総体関連」⇒「全競技共通・新体操」の資料をご確認ください。</p> <p>なお、不明な点がありましたら山形県中学校体育連盟にお問合せください。〈山形県スポーツ協会〉</p>
<p>中体連主催大会にクラブチームとして参加するための『地域クラブの登録』についての問合せが山形県中学校体育連盟に多く寄せられるため、山形県中学校体育連盟で【Q&A集】を山形県中学校体育連盟のホームページ内に掲載しています。</p> <p>『新着情報・お知らせ』の2024年10月25日の詳細情報⇒「Q&A集はこちら」⇒〈クラブ活動についてよくある質問に対する回答〉をご確認ください。〈山形県スポーツ協会〉</p>		

8	Q	<p>スポ少の指導者もしていますが、いろいろなスポーツでも今回の資格は有効なのでしょうか。</p>
8	A	<p>地域クラブ等指導者研修会の全講座を受講された皆様へ『修了証』を配布しておりますが、これは日本スポーツ協会におけるコーチ資格等を証明するものではありません。本研修会は指導者の皆様に中学生を適切にご指導いただくために必要な知識技能を身に着け、倫理観を高めていただくために山形県教育委員会と山形県スポーツ協会が主催して開催しているものです。『修了証』は指導者として基礎的なスキルを習得したことを証するものとしてクラブやスポ少等の保護者へもご紹介ください。</p> <p style="text-align: right;">〈山形県スポーツ協会〉</p>
9	Q	<p>部活動改革について、練習場所の確保等の具体的な支援内容を教えてください。</p>
9	A	<p>・県教委では県立高校の開放事業で減免措置をしております。市町村の状況については、所在の市町村へお問い合わせください。</p> <p style="text-align: right;">〈山形県教育委員会〉</p>
10	Q	<p>山形県として次の具体的な動きを教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブと学校との連携の在り方や考え方について ・練習をする場の提供に関して等、今後の学校の考え方や連携について
10	A	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブと学校との連携について <p>地域や学校の実情によって連携の在り方は多様と考えるが、想定されるものとしては下記のとおり。 (例) 学校の施設をクラブに開放、生徒の様子を学校とクラブで共有等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・練習場所の確保について、学校の考え方 <p>県教委としては、生徒の多様なスポーツ活動に親しむ機会の確保のためには、学校も含めた「地域全体で協力していくこと」が重要と捉えています。各市町村において、地域や学校の実情を踏まえ、検討されるものと思っております。 〈山形県教育委員会〉</p>

11	Q	<p>実証事業に係る事前説明では指導者の時給は1600円と聞いていましたが、現実の年間助成金の提示では時給換算800円にもなりません。この差は何なのか教えてください。（地域移行は国が求めた制度なのに、スポーツ保険の支払いは地域指導者もしなければならないのは変と感じます。）</p>
11	A	<p>・「時間当たり1,600円」は政府が示している参考金額になります。自治体や団体の規模や活動頻度、会員数等、持続可能なクラブ運営を見据え、状況に応じて支払者（自治体や団体）が金額を設定しているものと認識しております。</p> <p>・スポーツ保険への加入については、指導者自身の安全を確保するために任意で加入いただくものであります。その支払いの対応については、市町村（クラブ）によって様々です。〈山形県教育委員会〉</p>
12	Q	<p>現在、バレーボールの地域クラブを運営していますが、部活動とクラブの両方に所属している選手が、部活動の外部指導員から「クラブに行くなら部活の方では指導しない」と言われ、クラブでの活動に支障をきたしている状況があります。そういった事を相談する窓口はどこになるのでしょうか。</p>
12	A	<p>学校部活動における外部指導者のハラスメントについては当該学校へ御相談ください。</p> <p>部活動改革は、生徒が自由に活動を選択できる環境の構築を目指しております。部活動や地域クラブ活動等、生徒の目的に応じた活動が選択できるよう、関係者（学校・クラブ・保護者・行政等）の皆様で、十分に議論を重ねることが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">〈山形県教育委員会〉</p>
13	Q	<p>国から地域への移行になって、保護者への手当や保険の補助等はないのでしょうか。</p>
13	A	<p>県が市町村へ委託している実証事業の中では、困窮世帯の支援等も可能となっておりますが、現段階では、実証事業を実施している市町村では、コーディネータの配置やクラブ指導者への謝金等に係る人件費や持続可能なクラブ運営のための仕組みづくりに多くを活用している状況です。〈山形県教育委員会〉</p>
14	Q	<p>県や市町村の積極的なクラブとの連携や、クラブへの補助金等の検討という情報があれば教えてください。</p>
14	A	<p>県教育委員会からは、主体となる市町村を通して、競技団体や地域クラブが活用できる実証事業（令和7年度までの委託事業）を行っています。</p> <p>県スポーツ振興課では、競技団体に対し、拠点クラブ型ジュニア強化事業としてジュニア世代に対し一貫指導当を行うための助成を行っています。クラブと市町村の連携については、実証事業の中で多数実践されおります。昨年度の内容はスポーツ庁のホームページに掲載してあります。〈山形県教育委員会〉</p>

15	Q	ADHD、アスペルガー等を持つ児童生徒が入部した際、どこに相談すればいいのでしょうか。
	A	指導者であれば、山形県パラスポーツ指導者協議会へも相談できます。 〈山形県教育委員会〉
16	Q	協会（外部）の者と学校（顧問）の話し合いや協力について、今後の計画についてどうなっていますか。
	A	各市町村によって異なりますので、お住いの市町村へご確認ください。 〈山形県教育委員会〉
17	Q	部活動改革と一言にいっても多感な中学生、特に女子の場合の学校の関りが必須と思うが、クラブ化に伴い競技主体の中で生活面の指導について非常に心配です。どのように考えていますか。
	A	部活動は、学校教育活動の一環として多くの価値を生む活動であるが、地域クラブ活動においても、「スポーツの力」で同様の価値を創出できるものと考えております。地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容は多様な形があり得ると思いますが、生徒の成長を後押しするような活動となるよう、指導者の資質向上や、学校と地域との連携の在り方等の取組みについて、さらに検討を進めてまいります。 〈山形県教育委員会〉
18	Q	地域（市町村）によって、どうして中学校における休日部活動の地域移行状況に差がみられるのでしょうか。
	A	市町村によって、生徒数、施設、指導者、住民の理解度等、地域の実情が様々であり、実情を踏まえ丁寧に進めていただいているからと捉えております。 〈山形県教育委員会〉
19	Q	「スポーツ栄養マネジメント」とも大切なので、各クラブ等で保護者向けの研修会を実施する場合、講師代を県で負担することはできませんか。
	A	一つのクラブに対し、そのような助成をする事業は、県では実施しておりません。今後各種研修会の中に、スポーツ栄養の内容を盛り込める研修がないか検討いたします。 〈山形県教育委員会〉
20	Q	R8年度から部活(土、日)なしで、大会・練習試合等を部活のできるのでしょうか。地域クラブに移行できていないところはどうか。
	A	R8以降は原則、休日は地域でのクラブ活動として行われますが、中体連主催大会へ学校部活動として出場する、又はそれにかかわって練習試合を実施する等、校長が休日の部活動として認めた場合には、活動が可能と考えます。移行できなかった場合には、上記の対応となるが、できる限り令和7年度末までの移行を目指します。 〈山形県教育委員会〉

21	Q	県教委は「受け皿団体を支援」とありますが、具体的にどのようなことですか。
	A	<p>主体となる市町村に対し、部活動改革に係る好事例の情報提供や、休日の中学校部活動の地域移行に係る財政支援等を市町村に行っています。</p> <p>地域クラブ運営に係る人件費（運営者・指導者謝金等）や事業費等、地域移行に係る経費に対する直接的な支援は、政府の事業を活用するなどして市町村から行われているものと認識しておりますが、その運用については、各市町村が実態に応じて地域移行に係る事業を実施しておりますので、市町村にお問い合わせください。 〈山形県教育委員会〉</p>
22	Q	部活動が地域移行になった場合、先生方が競技を指導する場合の立場や責任は一般の指導者との違いはあるのでしょうか。
	A	<p>教員が地域クラブで指導する場合は、クラブ内でどのような立場になるかにもよりますが、地域の指導者と同様と考えます。</p> <p>〈山形県教育委員会〉</p>
23	Q	これから地域クラブについてどうやって作ればいいのでしょうか。将来的に親への負担はどのようになるのでしょうか。
	A	<p>今後、地域クラブの新設をお考えの場合は、団体としての規約の整備（ガバナンス）、参加者の会費の設定、保険の加入等を整えていただく必要があります。所在の市町村（コーディネーター等）にご相談ください。</p> <p>参加者の会費については、基本的には受益者負担と考えますが、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながらないように、検討を進めてまいります。 〈山形県教育委員会〉</p>
24	Q	部活動の地域移行に伴い、スポ少でAEDを導入する場合に活用できる補助金はありますか。
	A	<p>市町村や企業でAED設置における補助事業をしているところもありますので、ご確認ください。 〈山形県教育委員会〉</p>
25	Q	リーダーバンクの有効性はどの程度見込んでいますか。（市町村でも指導者確保に効果はありますか。）また、登録希望者の適性はどのように判断しているのでしょうか。申し込みれば即登録になりますか。
	A	<p>リーダーバンクやまがたの有効性については、利用者が指導者を検索する際に、指導地域を選択することができるので、各市町村において効果があると考えています。今後、各地域の指導者登録数を増やしていきます。登録に関しては、申し込み後に資格の有無や講習会受講歴について確認し、指導者に適した方を登録いたします。 〈山形県スポーツ振興課〉</p>

26	Q	リーダーバンク登録はスポーツ経験のある（全国大会出場等）大学生でも可能ですか。また、その方が他県に移動になった時はどうなるのでしょうか。
	A	リーダーバンクへの登録は、スポーツ経験のある大学生も可能です（大会実績や指導資格などを申込み時にお知らせください）。指導資格を持っていない場合でも、指導アシスタントなどを行うこともできますので、是非登録をお願いします。卒業後に他都道府県へ移られる場合は、事務局に連絡をいただければ、登録解除手続きを行います。〈山形県スポーツ振興課〉
27	Q	スポーツ安全保険で補償される「活動場所と自宅との経路往復途中も保証されている」について、家庭の事情で送迎ができない子を同乗させた場合は補償されますか。都市部ではない、山形県内の特に町村では、公共交通機関が少なく、また両親共働きで、家庭の送迎ができないことが多く、他の家の子を同乗させることが十分想定されるため、そうした補償も今後必ず必要になってくると思います。
	A	貴重なご意見をありがとうございます。スポーツ安全保険では、被保険者が団体活動を行うための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を補償します。「通常の経路」とは集合・解散場所とその被保険者の自宅との間を直行する場合に限りです。このため、お尋ねの場合は、この条件に当てはまらないと考えられます。誠に恐れ入りますが、この点につきましては、特段変更はございません。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、個別ケースに関するご相談はスポーツ安全保険コンタクトセンター（平日9:30-17:00 電話：0570-087109もしくは03-5510-0033）までお問い合わせいただけますと幸いです。〈堀 吉聡講師〉
28	Q	学校管理課内、管理課外にかかわらずカバーする保険はありますか。（手続き、負担の軽減のため）
	A	どこまでご要望に沿えるかはわかりかねますが、ご要望されるようなものを個別に設計する可能性はあるかと存じます。一方、誠に恐れ入りますが、（掛け金）負担の軽減につなげることは難しいのではないかと考えられます。〈堀 吉聡講師〉
29	Q	スポーツ安全保険を勧められているが、賠償責任の部分で十分ではないと感じます。例えば壁、ガラスは対象ですが移動式ゴールや卓球台、施設の大型楽器（借用物）は免責となっています。この部分を含む保険（同等の金額）はないのでしょうか。
	A	どこまでご要望に沿えるかはわかりかねますが、ご要望のものを補償する保険を設計する可能性はあるかと存じます。一方、誠に恐れ入りますが、同等の金額のものは難しいのではないかと考えられます。〈堀 吉聡講師〉
30	Q	部活動での保険を地域移行のクラブ活動では適用にならないのでしょうか。（現在、学校の保険とスポ少の保険で2つの保険に加入している状態です。金銭面など考えて1つの保険で対応できるようになったら良いと思っています。）
	A	災害共済給付制度の適用範囲に関するかと存じますが、あいにくこちらは独立行政法人日本スポーツ振興センターの制度となるため、誠に恐れ入りますが、お答えしかねる部分になります。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。〈堀 吉聡講師〉